

東京大学本部業務に係る出張命令権の委任について

(平成16年6月28日総長裁定)

- 1 この裁定は、東京大学本部業務に係る出張命令権の委任について定める。
- 2 総長は、その権限に属する出張命令権を別表第1欄に掲げる者に対し、それぞれ同表第2欄に掲げる範囲において委任する。

附 則

この裁定は、平成16年6月28日から実施する。

附 則

この改正は、平成17年7月29日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成19年7月25日から施行し、改正後の東京大学本部業務に係る旅行命令権の委任についての規定は、平成19年7月1日から適用する。

附 則

この裁定は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成21年7月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成23年7月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成30年1月1日から実施する。

附 則

この裁定は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この裁定は、令和4年4月1日から実施する。

別表

1. 受任者	2. 委任の範囲
室長	室員に関する出張命令
	室の業務に係わる出張依頼

教育・学生支援部長	教育・学生支援部長及び教育・学生支援部長に統括される各課の職員に関する出張命令
	教育・学生支援部長の業務及び教育・学生支援部長に統括される各課の業務に係わる出張依頼
研究推進部長	研究推進部長及び研究推進部長に統括される各課の職員に関する出張命令
	研究推進部長の業務及び研究推進部長に統括される各課の業務に係わる出張依頼
産学協創部長	産学協創部長及び産学協創部長に統括される各課の職員に関する出張命令
	産学協創部長の業務及び産学協創部長に統括される各課の業務に係わる出張依頼
社会連携部長	社会連携部長及び社会連携部長に統括される各課の職員に関する出張命令
	社会連携部長の業務及び社会連携部長に統括される各課の業務に係わる出張依頼
産学連携法務部長	産学連携法務部長及び産学連携法務部長に統括される各課の職員に関する出張命令
	産学連携法務部長の業務及び産学連携法務部長に統括される各課の業務に係わる出張依頼
環境安全衛生部長	環境安全衛生部長及び環境安全衛生部長に統括される各課の職員に関する出張命令
	環境安全衛生部長の業務及び環境安全衛生部長に統括される各課の業務に係わる出張依頼
情報システム部長	情報システム部長及び情報システム部長に統括される各課の職員に関する出張命令
	情報システム部長の業務及び情報システム部長に統括される各課の業務に係わる出張依頼
経営企画部長	経営企画部長及び経営企画部長に統括される各課の職員に関する出張命令
	経営企画部長の業務及び経営企画部長に統括される各課の業務に係わる出張依頼
総務部長	総務部長及び総務部長に統括される各課の職員に関する出張命令
	総務部長の業務及び総務部長に統括される各課の業務に係わる出張依頼

人事部長	人事部長及び人事部長に統括される各課の職員に関する出張命令
	人事部長の業務及び人事部長に統括される各課の業務に係わる出張依頼
財務部長	財務部長及び財務部長に統括される各課の職員に関する出張命令
	財務部長の業務及び財務部長に統括される各課の業務に係わる出張依頼
施設部長	施設部長及び施設部長に統括される各課の職員に関する出張命令
	施設部長の業務及び施設部長に統括される各課の業務に係わる出張依頼
資産活用推進部長	資産活用推進部長及び資産活用推進部長に統括される各課の職員に関する出張命令
	資産活用推進部長の業務及び資産活用推進部長に統括される各課の業務に係わる出張依頼
監査課長	監査課の職員に関する出張命令
	監査課の業務に係わる出張依頼

* 室は、東京大学基本組織規則第 13 条及び第 18 条に基づく室を指す。